

もやしているとは思いませんけれども、そういう弊害が出てくる可能性がある改正案だということはお感じになりますか。

○委員長(植木光教君) 栗林君、時間が参りまして。

○國務大臣(鈴木善幸君) 名簿の作成に当たりましては、これは今度の改正案と申しますか、その非常に重要な部分を占めておる、こう思います。この選考方法におきましては、恐らくこれが改正がなされた場合におきましては、各政党とも納得のいくような民主的な選考委員会のようなものををつくりまして、そして各界各層からふさわしい人を選ぶ、こういうことにならうと思っております。私に、栗林さんがいろいろ御心配もあるようでございますけれども、政界というのはそういうものではない、やっぱりみんなの気持ちによって民主的に運営をされていくものでございまして、そのようにならう、こう期待をいたしております。

○委員長(植木光教君) 以上で栗林君の御質問は終了いたしました。(拍手)

○委員長(植木光教君) 次に、源田実君の総括質問を行います。源田君。

○源田実君 まず、外務大臣にお伺いしたいと思っております。在米、わが国の政府は、日本は自衛権を持つておる、九条の解釈も、自衛権というものは本質的なものであるというのでございまして、私も自衛権というものは本質的なものである、これは同じくそういうやうに考へておるのでございまして、従来この自衛権ないしは集団自衛権の問題について、国連憲章に定められておる集団自衛権を日本はもちろん同じく持つておる。これは日本が侵略された場合に各国が来て守る、国連ならば、いまの場合アメリカが来て守る。これは受ける。しかしながら、他国が侵略された場合どんなに困らうとも日本はそれを援助しないとい

う態度をとっている、こういうやうに理解をしておるんでありますが、それに間違いありませんか。

○政府委員(栗山高一君) お答え申し上げます。国際法上、たゞいま先生御指摘のように、日本が個別的自衛権それから集団的自衛権というものを持つておる、これは国家である以上当然であるというところでございまして、国連憲章においてもそのとおりでございまして。

ただ、その集団的自衛権を武力の行使というところとの関連で、わが国が他国を守るといふために行使するということは、これは憲法上の制約がございまして行い得ない。これは従来から政府が申し上げておるところでございまして。

○源田実君 いまの憲法上の制約によってできないと言いますが、それは憲法の一休どこに根拠があるわけですか。

○政府委員(角田謙次郎君) たゞいま御指摘のとおり、政府は従来から一貫して集団的自衛権の行使は憲法上許されないとお答えをいたしております。また、その理由についてもたびたびお答えをいたしております。

すなわち、憲法第九条の解釈として、憲法第九条は自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じていないというふうに解されるわけでございますが、それは無制限に許されるわけではなくて、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるというやうな急迫不正の事態に対処して、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて認められるものであって、また、その措置はこのやうな事態を排除するためにとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものと考へられるのであります。したがって、他国に加えられた武力攻撃を武力をもって阻止することを内容とする集団的自衛権

の行使は憲法上許されないというものでありまして、その憲法上の根拠条文をいたしましては、憲法第九条であるということにならうと思っております。

○源田実君 一國の存立を守る権利というものは、各国、これは国連憲章にもあるように主権の平等性から皆平等である。しかるに、日本の場合は、日本は他国、ほかの国の国を受ける。しか

は、日本は他国、ほかの国の国に非常な恩恵にあずかっている仲よくしておる国が不法な侵略を受けてま

さだに仲よくしておる国が不法な侵略を受けてま

さだに仲よくしておる国が不法な侵略を受けてま

さだに仲よくしておる国が不法な侵略を受けてま

が、いま法制局長官の言われたように私は理解できない。

○政府委員(角田謙次郎君) 前文の性質についてはいろいろの説がございまして、私ももととして、あくまで本来の条文が法規範として重要であり、そして同時に前文はそれその条文を解釈する場合の解釈上の指針として、これまた重要な意味を持っているというふうに解しております。

○源田実君 そうするとこの前文の最後「われらは、いづれの国家も、自国のことにのみ専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務である」と、これは指針である。しかし同じ指針でも、ほかのところとちよつと違つたところがあるんですね。この後に「日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」と言っている。誓ひなんです。ただ書いてあるだけじゃない、「誓ふ」と書いてある。そうすると、ほかの国からは守つてもらう、他の国が存立のもう土壇場に立つても日本は応援しない。これは自国のことにのみ専念するのではなくて、こういう態度が一つも差し支えないです。そういう感覚を私は持つことはできないです。「政治道徳の法則は、普遍的なものであり」「他国と対等関係に立たうとする各国の責務」だと言っているんですね。対等じゃないじゃないですか。これはどう解釈されますか。

○政府委員(角田謙次郎君) 先ほども申し上げましたように、前文では平和主義及び国際協同主義という憲法の理想を高く掲げるともなで、その理想が実現されることを全国民がみんなでもやううと、そういうことで誓っているわけでありまして、対等の立場ではないというふうに言われましたが

れども、日本国民は一つの選択として憲法を通じて、その対等の立場に立つことを、武力的な手段あるいはそれに準ずるようなものではなくて、あくまで平和的な手段によつてやろうと、こういう選択を憲法を通じてやつたものだと思います。

○源田実君 いろいろな手段というの、たとえばはかの国が困ったときには武力以外でやろう、金でやるのか、こういうような意味でございませうか。こつちは助けよう、人が困つても何にも助けない、こういうのは決して対等ということには言えないと思つてますが、何でやる、日本は。

○政府委員(角田禮次郎君) あえて金ということだけではだめだと思つて、要するに武力による方法以外によつて世界の平和に貢献をして、そしてそれによつてわが国の地位を世界において認められてもらう、そのことが各国と対等になると、こういう論理であると思つてます。

○源田実君 武力を使わない、必ずしも金だけではな、ほかに何か資材かなんかということがあつてもいいと思つて、対等という、片方は自分の国の青年の命を犠牲にして日本を守る。日本は、命というものは一切犠牲にしない、物でいい、命というものは果たして道義的にどうなんであらうか。これはその前にこういうことがあつて、去年もちょっと触れた。第一項で、「日本国民は、恒久の平和を企望し、」云々、そして「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」と、こうある。そして「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」と、そうすると、はかの国が苦しんだときにはわれわれも行ってやつてやらなきゃいけない。日本がもしもしなきゃいけない、私はそつちだと思つて、平和を愛する、公正と信義を有する諸国民の一員であるとするれば、やっぱりはかの国民と同じようにやらなきゃいけない、これが最後にある「対等関係」に入ると思つてます。それを日本だけは金とカネ

ういう物を命にかえてやる、命にかえてそういう物を出すと、これは、各国の信頼を得るゆゑになるのかどうか、これはちょっとどうお考えになるか、お聞かせください。

○政府委員(角田禮次郎君) 先ほど来申し上げたことを繰り返すようになりますが、要するに、憲法は平和主義あるいは国際協調主義というものが、高い理想として掲げ、それを実現するための方策として、軍事的な手段以外にいろいろな方法によつてそういうものを実現する、それによつて国際的にも名誉ある地位を占め、また、それによつて国際的に信頼をされ、対等の立場を認めてもらいたい、こういう非常にむずかしい選択だと思つてますが、そういう選択を日本国民は憲法を通じて選択をし、そしてそのむずかしい困難な方策を今日まで続けてきてゐるということが憲法の考え方であらうと思つてます。

○源田実君 この問題は幾らやつても押し問答をたいたになりません。しかし、先ほど申し上げたようにアメリカの対日感情が悪くなつておるの、は、こういう日本の独善的なところを多分に原因があると思つてます。経済問題なんかもと案にいくだらうと思つて、日本がもっと、一方的に世話にならぬで日本も相当のことをやるといふならば、これは厄介なことにはならないと思つて、すよ。したがつてこの問題については、私は、いまままでの政府のこの政策に対して同意することはできないと思つておるんですが、最後に、いまの法制局長官の答弁について、総理はそのことがよろしいと、一応同意であるとお考えかどうか、これをちょっとお聞きしたいと思つてます。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は、憲法解釈、憲法の立場からいたしますと、法制局長官が御説明を申し上げてきた歴代内閣がとつてきたこの方針、これを私もそのとおり貫いていかなければいけない、このように考えております。したがつて、集団自衛権というようになことになりますためには、現行憲法の改正というものがなければ現在の憲法では集団自衛権というものは私

は認められない、このように理解をいたしておられます。

○源田実君 わかりませんが、これでこの問題はやめなす。

ところが、次に、憲法第四十一条、国会は国権の最高機関である。ところが自衛隊法第七条に、総理大臣は自衛隊の最高の指揮監督権を持つておる、こつちがどうおるんです。どちらが「最高」なんです。そうすると、この「最高」の間に矛盾はないのかどうか、こういうことをちょっとお聞かせいたしたくない。

○政府委員(角田禮次郎君) 憲法第四十一条の趣旨については去る十日の本委員会においても御説明申し上げましたけれども、要するに国会は主権者たる国民によつて直接選挙された議員から成る国民の代表機関である、したがつて、国家機関の中でも主権者たる国民に最も近い、したがつて、最も高い地位にあると考へるにふさわしいものである、そういう趣旨を表明したものであるというふうにお答えをいたしたと思つてます。

一方、自衛隊法第七条で内閣総理大臣は、「自衛隊の最高の指揮監督権を有する。」というふうな規定しております。趣旨は、自衛隊の管理運営というのはいくらでもなく行政権に属するものであります。で、行政権が内閣に属することも憲法第六十五条に規定してあるところであります。そこで、内閣の最高責任者は内閣総理大臣であるというところから、自衛隊の最高指揮権は内閣総理大臣が有する、こういうふうな規定がされたのだと思つてます。一言で言えば、内閣総理大臣は自衛隊の最高司令官であるということでありまして、決していづゆる制府の人が最高司令官ではないといふ文民統制の趣旨を一面においてこの規定はうたつておるものだと思います。いま申し上げましたように、この両者の「最高」の意味というのはそれぞれ別のものであります。その意味では私は矛盾がないと思つて、同時に、憲法第六十六条第三項には「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」というふうな規定

されておりますから、内閣総理大臣の自衛隊に対する指揮監督権についてもその規定が適用されるわけでありませう。したがつて、内閣総理大臣が自衛隊を指揮監督する、そういう行政事務については、国会の当然コントロールを排除するものではない、こういうふうにお考え次第でございませう。

○源田実君 そのところが非常な問題でありませう。いまの長官のお話によると、国会が総理大臣の指揮監督権をまた指揮監督するよつな権限があるように承れる。こういうことは、これが實際行われたら用兵作戦に口が出せるといふんです、国会が、こういうことは歴史の示すところいまだかつて成功したことがないんです。そうすると「最高」という意味も、自衛隊の指揮監督と書いてあるんです。この「最高」と、国権の、国政上の「最高」というのじゃ、国政の「最高」ならば、行政権——これは指揮監督は行政権と見てもいい、が、その上にあつて、そうすると細部に至るまで用兵作戦にまで口が出る、こういう意味ですか。このところは非常に重要な問題なんです。

○政府委員(角田禮次郎君) 先ほど申し上げましたように、第四十一条の規定というのは、いま源田委員が御指摘になつてゐる問題とは直接関係はないと思つてます。むしろ、後で申し上げました憲法第六十六条第三項の「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」この規定と自衛隊法の関係であらうかと思つてます。この憲法第六十六条の三項はその書いてありますとおり、行政権の行使については最終的に国会のコントロールのもとに内閣が従う、こういうことであらうと思つてます。ただ、個々の行政の細部にまで国会が一々指図をするかどうかというの、これはおのずから立法府と行政府との関係においてそれぞれ法の法律の定めもございませう、また、それぞれ憲法の趣旨に従つて両者の間の区分がされるべきものだと思います。ただいま指揮用兵の末々に至るまでという御趣旨であるとすれ